

平成27年3月2日付け津市監査委員告示第3号公表分

(1) 商工観光部

観光振興課

監査の結果	平成24年度津市観光協会事業補助金について、当該補助金の一部が交付確定後に津市観光協会から返還されたことは、同協会における当該補助金の実績報告が不適切であり、観光振興課においても、当該補助金の審査が不十分であったことから、同課においては、補助金の交付確定に当たり、補助金審査におけるチェック体制の見直し等、適切な事務処理に努められたい。
措置の内容	審査等の交付確定事務自体を観光振興課管理担当の複数の職員により、複数回の確認作業を行うことで、チェック体制を強化した。実績報告書において不明な点がある場合は、詳細なヒアリング、さらに津市観光協会の総勘定元帳などの帳票や領収書を確認することなど、より厳格な審査を行うこととした。

(2) 教育委員会事務局

生涯学習課

監査の結果	放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の一部において、浄化槽の清掃及び保守点検に係る費用を市が負担している一方で、公共下水道が整備されている区域においては、下水道使用料をクラブが負担しているところもあり、個々のクラブによって汚水処理の方法が異なることから、その費用負担の取扱いについて統一性を欠く状況であるため、クラブ間で公平性が保たれるよう、汚水処理の費用負担の在り方について、検討されたい。
措置の内容	放課後児童クラブ施設における汚水処理費用負担について、クラブ間の公平性を保つために、平成27年度より、施設に水道メーターがないクラブは学校の下水道使用料金から人数・面積按分を行い、その他のクラブは水道使用量を基に下水道使用料を算出する統一性のある負担措置を行った。